

事務連絡
平成18年12月19日

各厚生労働大臣認可 $\left. \begin{array}{l} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right\}$ 担当者 殿

厚生労働省健康局
水道課水道水質管理室

水道等における衛生上の措置の徹底等について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、感染性胃腸炎の発生動向調査によれば、本年の感染性胃腸炎の定点当たり報告数は調査開始以来の最高値となっており、また、感染性胃腸炎の患者発生のピークは、例年12月の中旬以降となることが多く、今後とも、その発生動向の推移には注意が必要です。過去には、飲料水を原因食品とするノロウイルス感染症も報告されています(参照：別添3の参考資料)。こうした感染性胃腸炎の発生状況に鑑み、厚生労働省では、「ノロウイルスに関するQ&A」について改定し、平成18年12月8日付け通知により関係機関等への周知をお願いしたところです(別添1)。

また、当室では、平成18年7月3日付け事務連絡にて「浄水処理における濁度管理等の徹底について」(別添2)、平成18年9月12日付け事務連絡にて「水道等における衛生上の措置の徹底について」(別添3)、それぞれ、留意いただくようお願いしたところですが、上記の状況を踏まえ、改めて、これらの施設等における衛生上の措置の徹底等に関する対応について、引き続き遺漏のないようお願いします。

【添付資料】

- 別添1 ノロウイルスに関するQ&Aについて(平成18年12月8日付け通知)
- 別添2 浄水処理における濁度管理等の徹底について(平成18年7月3日付け事務連絡)
- 別添3 水道等における衛生上の措置の徹底について(平成18年9月12日付け事務連絡)

【参考資料】

- ・「飲料水に起因する水系感染症の集団発生状況」
- ・「飲料水中のウイルス等に係る危機管理対策に関する研究」報告書(平成17年度厚生労働科学特別研究事業)

<http://www.niph.go.jp/soshiki/suido/suidotop.html> (国立保健医療科学院HP参照)